

国立大学法人和歌山大学毒物及び劇物取扱要項

制 定 平成11年 4月23日

最終改正 令和 7年 9月29日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の適正な管理を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「部局」とは、本学組織規則に定める事務局、学部及び附属機関をいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

3 この要項において「毒劇物」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1、第2、第3及び同法指定令に規定する物質をいう。

(管理責任者)

第3 部局長は講座等の組織ごとに毒劇物を使用する者（以下「使用者」という。）のうちから毒劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指名する。ただし、必要があればその組織を細区分し、その区分された組織ごとに管理責任者を指名することができる。

2 管理責任者は、毒劇物を適正に管理しなければならない。

3 管理責任者は、必要に応じ、部局長に毒劇物の管理状況を報告するものとする。

(使用者)

第4 使用者は、関係法令及び本要項を遵守するとともに、管理責任者が適正な管理のために必要と認めて行う指示に従うものとする。

(保管)

第5 管理責任者は、毒劇物を堅固な施錠できる専用の保管庫に保管しなければならない。

2 保管庫の鍵は、管理責任者又は保管庫ごとに管理責任者が指名した者が責任をもって管理しなければならない。

(表示)

第6 管理責任者は、毒物の容器及び被包については別記様式1、劇物の容器及び被包については別記様式2、保管庫については別記様式3の文字を表示しなければならない。

(管理簿)

第7 管理責任者は、毒劇物を受入れ又は廃棄した場合は、別記様式4の毒物及び劇物管理簿（以下「管理簿」という。）に記録しなければならない。

2 管理責任者は、使用者が毒劇物を使用したときは、管理簿に記録させなければならない。

3 管理責任者は、管理簿により毒劇物の在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に、毒劇物の数量を管理簿と照合して確認しなければならない。

(災害等に対する対策)

第8 管理責任者は、地震等の災害及び事故等に備えて、保管庫の固定、容器の落下防止、容器の接触破損防止等の対策を講じるものとする。

(廃棄)

第9 管理責任者は、長期間保管されている毒劇物で今後使用される見込みのないものについては、速やかに廃棄の手続きをとるものとする。

毒物及び劇物取扱要項

(盗難等の措置)

第10 管理責任者は、毒劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに部局長に届け出なければならない。

2 部局長は、前項の届出を受けたときは、学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要項は、平成11年4月23日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第119号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1127号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和7年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2883号）

この改正要項は、令和7年10月1日から施行する。

別記様式 1

医薬用外
毒物

備考 1 赤地に白色の文字で表示すること。

- 2 文字等の大きさは、容器又は被包に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること。

別記様式 2

医薬用外
劇物

備考 1 白地に赤色の文字で表示すること。

- 2 文字等の大きさは、容器又は被包に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること。

別記様式 3

医薬用外

備考 1 文字等の大きさは、保管庫に応じて適宜とするが、外部から明確に識別できること。

毒物及び劇物取扱要項

別記様式 4

毒物及び劇物管理簿

管理責任者 職名 _____

所属 _____

氏名 _____

区 分： (毒物・劇物)

毒物又は劇物の品名：

保管庫設置場所：

保管庫番号：

受入れ等 年月日	受入れ量 単位 ()	使用量 単位 ()	廃棄量 単位 ()	在庫量 単位 ()	使用者氏名	備考
(管理責任者確認欄)			確認日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

備考 この管理簿は、毒物・劇物の品名ごとに作成し、保管庫ごとに備えるものとする。